

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など 【介護 G】

- ①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

(回答)

令和9年度から第10期の計画期間となり、介護保険料につきましては、高齢者人口や要介護認定者数の推移などを踏まえて見直しを行っていきます。

また、所得段階区分につきましては、第9期において費用負担の公平化を図るため、10段階から13段階に細分化しております。なお、所得段階が第1段階から第3段階の低所得段階については、公費による介護保険料の軽減を行っており、令和7年度においても引き

続き軽減を行っています。

所得段階	H31/R1[2019]	R2～[2020～]	R6～[2024～]	国(R6年度～標準乗率)
第1段階	0.375(△0.075)	0.3(△0.15)	0.285(△0.17)	0.455
第2段階	0.505(△0.075)	0.43(△0.32)	0.485(△0.2)	0.685
第3段階	0.675(△0.025)	0.65(△0.1)	0.685(△0.005)	0.690

※国の見直しにより R6 年度から標準乗率に変更されている。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

(回答)

介護保険料の減免については、豊山町介護保険条例第16条の規定に基づき行っており、変更の予定はしていません。

③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

介護サービスの合計額が、所得に応じた上限額を超えた場合に、超えた分が払い戻される高額介護サービス費の支給を行っています。

④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

(回答)

施設やショートステイを利用される方の食費及び部屋代については、所得に応じて負担軽減を行っています。

(2)介護保険サービス【介護 G】

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

(回答)

現行相当サービスが必要な方には継続した利用ができるようにしています。報酬単価につきましては、国の介護報酬改定の見直しに合わせて実施しています。

★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

(回答)

高齢者人口や要介護認定者数の推移などを踏まえながら、制度の必要性などについて確認していきます。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

(回答)

福祉用具の貸与については、既に「例外給付」の仕組みを活用しており、ケアマネジャ

一が必要と判断した場合は、医師の意見のもと利用ができるようにしています。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備【介護G】

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

(回答)

町独自での財政支援は予定していません。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

(回答)

特別養護老人ホームについては、待機者の状況及び施設の老朽化等を踏まえ、2市1町(清須市、北名古屋市、豊山町)で整備の必要性について検討していきます。

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

(回答)

特例入所については、必要に応じて対応していきます。入所希望者の公平性を鑑みて広報を積極的に行うことはしません。

★(4)介護人材確保【介護G】

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

(回答)

令和7年度から主任介護支援専門員及び介護支援専門員の法定研修にかかる費用に対して補助を実施しています。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

(回答)

町独自での財政支援は予定していません。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

(回答)

町独自での制限は予定していません。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

(回答)

町独自での実態調査は予定していません。

★(5)高齢者福祉施策の充実【介護G・包括支援G】

①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

(回答)

町独自での実施は予定していません。国や市町村の動向を注視しながら検討します。

②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

(回答)

75 歳以上の方の外出を支援するためとよまタウンバスの高齢者割引制度を実施しています。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実【介護 G】

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

(回答)

市町村認知症施策推進計画の作成については、国や市町村の動向を注視しながら今後検討していきます。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

(回答)

豊山町認知症徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱に基づき実施しています。保険料に関しては、町の負担で保険加入を行っています。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

(回答)

町独自での実施は予定していません。国や市町村の動向を注視しながら検討します。

(7)第10期介護保険事業計画の作成【介護 G】

①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

(回答)

豊山町高齢者保健福祉審議会条例に基づき審議会を開催しており、傍聴、議事録の公開など審議内容について広く公開しています。

②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

(回答)

高齢者人口や要介護認定者数の推移などを踏まえながら、必要なサービス量などについて確認していきます。

★(8)障害者控除の認定【介護 G】

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

(回答)

所得税法施行令第10条及び地方税法施行令第7条、第7条の15の7、第46条及び第48条の7の規定、豊山町障害者控除対象者認定実施要領に基づき、要介護1以上の方を障害者控除の対象としています。

2. 国保の改善【国民健康保険・医療G】

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答)

低所得世帯については軽減制度を設けています。毎年度、医療費に対する国保税等の収入が大きく不足し、その不足分を一般会計から繰り入れている現状があるため国保税を引き下げることが困難だと考えます。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

(回答)

基金については積み立てを行っていません。剰余金については、一般会計から法定外繰入金を投入していることから、一般会計へ返還を行う必要があるため、保険税の引き下げに使用することはできません。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

現在は地方税法施行令56条の89に基づき、所得に応じて7割・5割・2割の軽減制度を設けています。つきましては、今のところ減免制度を拡充することは考えていません。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

現在は地方税法施行令56条の89に基づき、未就学児について均等割保険税軽減制度を設けています。地方税法施行令の改正に適切に対応していきます。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

(回答)

今のところ減免制度を変更することは考えていません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

(回答)

10割負担を課す特別療養費については、今のところ実施していません。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

(回答)

滞納処分の停止、欠損処理については、面談を実施するとともに、国税徴収法及び地

方税法等の規定に基づき対応しています。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

(回答)

滞納処分(差押)については、面談を実施するとともに、国税徴収法及び地方税法等の規定に基づき対応しています。

★(4)保険料(税)の統一への対応

①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

(回答)

今のところ県へ反対意見を出すことは考えていません。

②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

(回答)

保険税制度については、財政状況等に基づき総合的に検討していきます。減免制度については、今のところ変更は考えておりません。

(5)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

(回答)

今のところ実施することは考えていません。

(6)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

(回答)

一部負担金の減免制度については活用できる水準と考えています。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(回答)

町発行の「暮らしの便利帳」にて周知しています。

★(7)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

(回答)

国の通知に基づき、マイナ保険証を所持している人には資格情報のお知らせを発行し、マイナ保険証を所持していない人には資格確認書を発行しています。また、マイナ保険証を所持していても、要配慮者に対しては資格確認書を発行しています。

3. 生活保護・生活困窮者支援【福祉 G】

(1)生活保護制度

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

(回答)

関係法令に基づき、愛知県尾張福祉事務所と連携して対応しています。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

(回答)

関係法令に基づき、愛知県尾張福祉事務所と連携して対応しています。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

(回答)

関係法令に基づき、愛知県尾張福祉事務所と連携して対応しています。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

(回答)

関係法令に基づき、愛知県尾張福祉事務所と連携して対応しています。

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

(回答)

関係法令に基づき、愛知県尾張福祉事務所と連携して対応しています。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

(回答)

関係法令に基づき、愛知県尾張福祉事務所と連携して対応しています。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

(回答)

関係法令に基づき、愛知県尾張福祉事務所と連携して対応しています。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

(回答)

関係法令に基づき、愛知県尾張福祉事務所と連携して対応しています。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

(回答)

関係法令に基づき、愛知県尾張福祉事務所と連携して対応しています。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

(回答)

関係法令に基づき、愛知県尾張福祉事務所と連携して対応しています。

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

(回答)

関係法令に基づき、愛知県尾張福祉事務所と連携して対応しています。

- ⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

(回答)

関係法令に基づき、愛知県尾張福祉事務所と連携して対応しています。

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

(回答)

関係法令に基づき、愛知県尾張福祉事務所と連携して対応しています。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

(回答)

関係法令に基づき、愛知県尾張福祉事務所と連携して対応しています。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

(回答)

関係法令に基づき、愛知県尾張福祉事務所と連携して対応しています。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

(回答)

関係法令に基づき、愛知県尾張福祉事務所と連携して対応しています。

4. 福祉医療制度【国民健康保険・医療G】

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

(回答)

縮小せず維持していくことを考えています。入院時食事療養については今のところ助成対象とすることは考えていません。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

(回答)

子どもの医療費無料制度は、令和3年10月から、18歳年度末まで拡大して実施しています。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

(回答)

自立支援医療受給者には精神障害者医療費受給者証を発行し、指定医療機関であれば窓口負担を無料にしています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

(回答)

今のところ実施することは考えていません。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

(回答)

今のところ実施することは考えていません。

5. 子どもの権利保障【福祉G・子ども応援G】

(1)子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

(回答)

町内の民間団体が実施している「こども食堂」について、継続的に後援を行っています。(福祉G)

本町では、各学校で放課後子ども教室と放課後児童クラブを設置し、学校活動終了後の子どもの居場所づくりに努めています。

また、町内の民間団体が実施している「子ども食堂」に対し、平成30年6月から継続的に後援を行っています。(子ども応援G)

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

(回答)

「こども家庭センター」を設置し、相談体制を整えています。(子ども応援G)

(2)就学援助制度の拡充【学校教育G】

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

(回答)

就学援助制度の生活保護基準額を見直す予定はなく、引き続き生活扶助及び教育扶

助については1. 2倍、住宅扶助については1. 3倍で実施します。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

(回答)

小6又は中3の要保護者については、卒業祝金として、卒業アルバムの経費の補助を行っています。支給内容の拡充については、現時点では予定していません。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

(回答)

就学援助の申請については、年3回、広報に掲載するとともに、ケーブルテレビでも周知をしています。また、就学時健診の際には、新入学児童の保護者に対して、新入学学用品費(入学準備金)の前倒し支給に関する案内を配布して、周知に努めています。

★(3)義務教育無償化【学校教育 G・給食センター】

①小中学校の給食費を無償にしてください。【給食センター】

(回答)

本年度の小学校児童に係る学校給食費は、国の学校給食費負担軽減交付金及び町の一般財源により無償化しております。中学校生徒に係る学校給食費は、全額保護者負担としております。今後の国の無償化に対する動向を注視し、適切に対応します。

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。【学校教育 G】

(回答)

義務教育の無償化については、本来、国の責任において全国一律の制度として講じられるべきものと捉えています。自治体単独での恒常的な実施は財政継続性の観点から困難であるため、現時点での無償化は考えておりません。今後も就学援助制度の適切な運用等により、保護者負担の軽減に努めていきます。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について【子ども応援 G・学校教育 G】

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

(回答)

令和6年4月から町立保育園に通う満3歳以上の子どもがいる世帯の保護者に対して、副食費を無償にしています。(子ども応援 G)

新制度未移行の私立幼稚園に通う満3歳以上の子どものうち、市町村民税所得割合算額が77,101円未満(年収360万円未満相当)世帯の子ども又は、所得に関わらず第3子以降の子ども(小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウント)がいる世帯の保護者に対して、月額5,100円まで副食費の補助を行っています。(学校教育 G)

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

(回答)

保育園においては、自園調理を実施しています。(子ども応援 G)

現在、町立の就学前教育施設(幼稚園)はありません。なお、町内の各施設における給食提供方法については、それぞれの施設運営や給食体制に基づき実施されています。(学校教育 G)

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上【子ども応援 G】

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

(回答)

令和6年4月から1歳児5対1、3歳児15対1、4・5歳児25対1で対応しています。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

(回答)

現時点では統廃合や民間移管の予定はありません。整備・増設についても保育施設の老朽化対策や待機児童の解消など、保育行政全体について総合的な視点で検討していきます。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

(回答)

本町には、指導監査の対象施設がありません。

- ④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

(回答)

公立保育園1園で実施しております。

6. 障害者・児施策【福祉 G】

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

(回答)

町独自の手当として障害者手帳をお持ちの方に「心身障害手当」を支給しています。現在のところ手当額の増額については、考えていません。

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

(回答)

「くらしの場」としては、地域生活支援拠点が、令和5年6月尾張中部福祉圏域(清須市、北名古屋市、豊山町)で開設されました。また、グループホームや入所施設については、障害福祉計画において、実施しております。

- 2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者

年金で利用できるようにしてください。

(回答)

障害者総合支援法に基づき、適切に実施しています。

3) 夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

(回答)

町独自の補助については、考えておりません。

★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

(回答)

サービス等利用計画に基づき、適切に支給をしています。

2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

(回答)

障害福祉計画の中で、居宅介護等の見込み量を掲載しています。

3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

(回答)

令和7年4月に報酬単価の見直しを行いました。

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

(回答)

令和8年4月時点では、希望者12人対して、待機者0人です。

2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

(回答)

児童福祉法に基づき、実施しております。

3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

(回答)

本町では、障害福祉サービスを利用する際には、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成を勧めています。

⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こ

らない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

(回答)

障害者虐待につながらないように、相談支援専門員を通じて状況の確認を行い、心配な家族には、町職員の訪問による確認を行っています。

⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答)

障害者総合支援法に基づき、介護保険担当と協議のうえ、適切に実施していきます。

7. 予防接種【保健センター】

★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

(回答)

定期接種の高齢者肺炎球菌ワクチンは自己負担額 3,500 円、带状疱疹ワクチンは自己負担額シングリックス 6,500 円、ビケン 2,500 円で実施しており、引き下げについては考えておりません。

★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

(回答)

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンは2回、1回 2,000 円を上限に補助しています。子どものインフルエンザワクチンは、年齢により 1 回から 2 回、1回 1,000 円を上限に補助しています。带状疱疹ワクチンは 50 歳以上を対象にシングリックスは 2 回、1回 10,000 円、ビケン は 1 回 4,000 円を補助しています。

8. 健診・検診【保健センター】

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

(回答)

令和6年度より産婦健診の助成回数を2回に拡充しています。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

(回答)

現在は実施しておりませんが、今後 5 歳児健診の実施に向け関係機関と協議していきます。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

(回答)

令和3年度より産婦歯科健診を開始し、妊婦の期間に1回、産婦の期間に1回歯科健診を助成しています。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

(回答)

特に考えていません。

9. 地域の保健・医療【保健センター】

①公立病院の経営形態を維持してください。

(回答)

町には公立病院はありません。

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

(回答)

看護師等の人材不足は十分に承知しておりますが、町独自での医療従事者の人材確保対策は考えておりません。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。【国民健康保険・医療 G】

(回答)

意見書を提出することは考えていません。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。【住民・年金 G】

(回答)

町単独での意見書の提出は、特に考えていません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。【介護 G】

(回答)

町単独での意見書の提出は、特に考えていません。

④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。【介護 G】

(回答)

町単独での意見書の提出は、特に考えていません。

⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。【介護 G】

(回答)

町単独での意見書の提出は、特に考えていません。

⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。【福祉 G】

(回答)

町単独での意見書の提出は、特に考えていません。

⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。【国民健康保険・医療 G】

(回答)

意見書を提出することは考えていません。(本町では、令和3年10月から、医療費が無

料となる対象を18歳年度末まで拡大して実施しています。)

⑧中学校の給食費を無償にしてください。【給食センター】

(回答)

意見書の提出は考えておりません。

⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。【福祉G】

(回答)

地域生活支援拠点が、令和5年6月尾張中部福祉圏域(清須市、北名古屋市、豊山町)で開設された。障害福祉サービスについては、障害者総合支援法に基づき実施していま

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。【国民健康保険・医療G】

(回答)

県独自の基準で国保保険給付費等交付金(特別交付金)を設けていることから、意見書を提出することは考えていません。

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。【福祉G】

(回答)

町単独での意見書の提出は、特に考えていません。

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。【国民健康保険・医療G】

(回答)

県の助成対象拡大については、県町村会などを通じて要望していくことを考えています。

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。【給食センター】

(回答)

意見書の提出は考えておりません。

⑤地域に必要な病床を確保してください。【保健センター】

(回答)

町単独での意見書の提出は、特に考えていません。

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。【介護G・包括支援G】

(回答)

町単独での意見書の提出は、特に考えていません。

以上